

平成31年第2回ニセコ町議会定例会 第4号

平成31年3月14日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 議案第 1号 指定管理者の指定について（ニセコ中央倉庫群）
- 4 議案第 2号 財産の処分について
- 5 議案第 3号 ニセコ町課設置条例の一部を改正する条例
- 6 議案第 4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 議案第 5号 ニセコ町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 議案第 6号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 9 議案第 7号 ニセコ町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例
- 10 議案第 8号 ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例
- 11 議案第 9号 ニセコ町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 12 議案第10号 ニセコ町普通河川管理条例の一部を改正する条例
- 13 議案第11号 ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例
- 14 議案第12号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算
- 15 議案第13号 平成30年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算
- 16 議案第14号 平成31年度ニセコ町一般会計予算
(予算特別委員会報告)
- 17 議案第15号 平成31年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算
(予算特別委員会報告)
- 18 議案第16号 平成31年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算
(予算特別委員会報告)
- 19 議案第17号 平成31年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算
(予算特別委員会報告)
- 20 議案第18号 平成31年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算
(予算特別委員会報告)
- 21 議案第19号 平成31年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算
(予算特別委員会報告)
- 22 議案第20号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算（追加）
- 23 議員派遣の件
- 24 閉会中の継続調査の申し出について
(議会運営委員会)

25 閉会中の継続審査の申し出について
(総務常任委員会)

○出席議員（10名）

1番 木下裕三	2番 浜本和彦
3番 青羽雄士	4番 斉藤うめ子
5番 竹内正貴	6番 三谷典久
7番 篠原正男	8番 新井正治
9番 猪狩一郎	10番 高橋守

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	片山健也
副町長	林知己
会計管理者	千葉敬貴
総務課長	阿部信幸
総務課参事	黒瀧敏雄
企画環境課長	山本契太
税務課長	芳賀善範
町民生活課長	横山俊幸
保健福祉課長	折内光洋
農政課長	福村一広
農業委員会事務局長	藤田明彦
国営農地再編推進室長	前原功治
商工観光課長	高瀬達矢
建設課長	石山康行
上下水道課長	桜井幸則
総務係長	馬淵淳
財政係長	小松弘幸
代表監査委員	菊地博
教育長	加藤紀孝
学校教育課長	佐藤寛樹
町民学習課長	高田生二
学校給食センター長	酒井葉子
幼児センター長	

農 業 委 員 会 長 荒 木 隆 志

○出席事務局職員

事 務 局 長 佐 竹 祐 子
書 中 野 秀 美

◎開議の宣告

- 議長（高橋 守君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において5番、竹内正貴君、6番、三谷典久君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（高橋 守君） 日程第2、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、千葉敬貴君、総務課長、阿部信幸君、総務課参事、黒瀧敏雄君、企画環境課長、山本契太君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、横山俊幸君、保健福祉課長、折内光洋君、農政課長農業委員会事務局長、福村一広君、国営農地再編推進室長、藤田明彦君、商工観光課長、前原功治君、建設課長、高瀬達矢君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、桜井幸則君、財政係長、馬渕淳君、代表監査委員、小松弘幸君、教育長、菊地博君、学校教育課長、加藤紀孝君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、高田生二君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第1号

- 議長（高橋 守君） 日程第3、議案第1号 指定管理者の指定について（ニセコ中央倉庫群）の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。
次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 指定管理者の指定について（ニセコ中央倉庫群）の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

○議長（高橋 守君） 日程第4、議案第2号 財産の処分についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

三谷議員。

○6番（三谷典久君） 5つほどお聞きしたいと思います。

まず初めに、ニセコ町公有財産規則第62条なのですが、町の必要により処分をする場合を除いて、公有財産の交換、売り払いまたは譲与を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した文書によって、国及び地方公共団体以外の者にあつては住民票の抄本、法人にあつては定款、寄附行為または規約の写しを添えて当該財産の当該処分につき権限を有する区分に応じ、町長または教育委員会に申請するものとする。（2）として、売り払いを希望する場合、別記第10号様式の記載事項に準ずる事項並びに希望価格及び代金の支払い方法と、こうあるのです。今回のルピシアからのこの申請は、いつ行われているのか。また、このときの希望価格の記載は幾らかお教えてください。

それから、2つ目としてはちょっと確認したいことがあります。去る2月22日に片山町長が同席して議員協議会の政策案件説明会での売却価格の説明は、次のようでありました。公有財産価格評定会議において5つのパターンをもとにして決定したということでした。その5つのパターンというのが、まず1つは一般的な近傍の通常の平地では平米415円をもとに計算して6,850万円であると。次に、グルマンが進出してきて従業員数の計画でこれだけ伸びるという算定をし、地方税としてこれだけ落ちるだろうと、そういった計算をして、その分を控除する、そういう算定の考え方でやっただと。この計画がどの程度できているかで割り落としをかけて、さっき言った6,850万円から5,500万円というのを出したと。3番目には、初めの平米415円は近隣のトップ価格なのですが、これを平均的価格を用いて算出したのが2,970万円と。4番目には、グルマンだけでなく本社も移す結果の影響を法人税などの控除をして2,500万円としたと。5つ目の価格がもともとの取得した平成12年、そのときの価格が973万9,130円と、これに対してニセコ町土地開発基金管理運用規則第18条、これに基づいて経過日数に応じた年4.0%の利率で計算すると、そうすると平成31年4月の価格は2,079万8,820円と、経過年数に応じて計算したのだということ、5つ目のパターンとして2,079万円を選択したと、こういう説明がありました。この説明に間違いはないのかどうか、改めて再確認したいと思います。

そして、3つ目には、今回の処分価格の2,079万円なのですが、これは土地開発基金から一

般会計に引き渡しをする場合に、取得時の価格から引き渡し時の価格を算出するための算出方法に基づくものです。ですから、これはあくまで当該物件の一般会計に引き渡す場合の価格にすぎません。今回この価格を売却価格とする合理的な理由はあるのでしょうか。

4番目に、今回の件に関して公有財産価格評定員会議は、いつ、どれだけの時間行われたのか。どのような意見が出たか。そしてまた、当初精通者の意見を求めることとあるのですけれども、それをしていない。それはなぜか。

5番目に、元町地区での説明会では現工場の敷地内にビール工場を建設するとしていたのですけれども、予定地の変更の説明は行っているかどうかお伺いいたします。

○議長（高橋 守君） 副町長。

○副町長（林 知己君） それでは、評定員会の部分につきまして、3番目でしょうか、私からご説明いたします。私価格評定員会の委員長を仰せつかっておりますので、私のほうからご説明させていただきます。

まず、今回の公有財産の売り払いにつきましては、平成30年12月3日に6名の委員による公有財産価格評定員会を開催しております。ただいま三谷議員からもお話ありましたとおり、原課から5つの提案という形で出されております。その中で最終的に協議の結果、今回の処分予定価格として提案しております2,079万5,040円で決定をしております。その算定の根拠ですけれども、ニセコ町の取得価格にニセコ町土地開発基金管理運用規則における利率を根拠として年4%の利率により、経過期間の日数に応じて計算した額であります平米126円を算定して、取得面積16万5,040平米を乗じて得た価格となっております。そのほかの4つの部分ですが、ただいまその内容については議員のほうからお話ありましたとおり、いわゆる近傍地の最高の価格等々を勘案しながら、これからのルピシアが入ってきてからの例えば町民税ですとか、交付税とか、いろいろなものを控除した価格を算定した提案も出てきましたが、その部分については評定員会としてはちょっとそれは根拠が曖昧であるという部分で、その部分は評定員会としては却下をしています。最終的に、先ほど申し上げました年4%云々の利率を掛けた形で決定をさせていただいております。なお、協議中の意見として、近隣の土地は外資により売買がされておまして、近傍価格が上昇はしておりますけれども、外資売買単価の適用は適当ではないという意見が出ております。また、当該土地については山林、原野でありまして、実態から見て今後取得後の造成費等に莫大な投資が必要となるという土地であるという判断もさせていただいております。総体的に公有財産の評価員全体の意見として決定をさせていただいております。

評定員会の状況については以上でございます。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 私のほうから先ほどの政策案件説明会の発言等についてであります。それは全て私が言った事実であります。私が言ってみれば為政者として価格決定というのは関与できないという仕組みで第三者委員会というのを設けておまして、そこには先ほど精通者ということを言われましたが、ニセコ町役場の税務課長というのはニセコ町内で一番の税務に精通したトップであります。売買の実例も情報を持っているという人間であります。また、条例関係では総務課長

が条例に精通しておりまして、各それぞれの精通者を集めて第三者の委員会を設けて、そこで慎重審議をしていただいて、先ほど委員長から報告ありましたとおり、その答申に基づいて今回条例提案させていただいたということでもありますので、よろしくお願いを申し上げます。なお、私どもはこれまで企業誘致、子どもたちが働く場所というのは町民たつての願いであります。長年の我が町の願いで、雇用の場をふやし、それから農業者の皆さんがつくった尊い野菜を加工する施設を設けるというのは我々の念願でありまして、今回も再三会社の代表、社長を初め、会長さんに私がお願いをして、ぜひニセコで工場をということで今回町の意向に応じて投資をしていただくという流れになっているというのをぜひご承知おき賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） まず、ルピシアさんからは、昨年8月29日に土地売買の要望をいただいております。それから、そのときに計画書という形でいただいているということです。価格については、現地在山林ということも含めて、希望価格についてはいくらか先方のほうでもわからないといいますが、そういうところもありまして、町のほうからということで価格評定委員会の数字についてお知らせさせていただいているという状況でございます。

今回の算定に当たっての根拠を先ほど副町長から申し上げましたが、企画サイドからはさまざまな金額を提示はさせていただいたということですが、それぞれに例えばインセンティブの部分をとるところについては否決といいますが、根拠が曖昧だということを含めて、最終的には基金から特別会計に繰り出すときの4%というのが一番合理的であるということでございます。それを活用したということです。その合理的だということにつきましては、価格評定委員会の中でこの価格を使うことが合理的だと決めたということでございます。

○議長（高橋 守君） 副町長。

○副町長（林 知己君） 済みません。先ほどの質問の中で1点、私述べていない部分があります。

評定委員会の中で精通者の意見を求めることはしなかったのかというご質問があったと思います。ご存じのとおり、公有財産の規則の中に必要に応じて精通者の意見を求めることができるというような規則がございます。今回の評定委員会の中では、そこまでの判断はしておりません。その後、議員皆さんご存じのとおり、協議会の中で精通者の意見も求めるべきではないかという部分がありましたので、町としても今回精通者の意見を求めるべく、不動産鑑定をお願いしたところでございます。これは一度協議会で皆さんにご説明させていただいておりますけれども、改めて申し上げますと、この土地については平米120円、1,980万円という鑑定結果が出ているということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） ビール工場の関係については、済みません。きちっと聞けていない部分があるかもしれません。当初は、今ルピシアさんが工場を行っております土地にもビール工場というお話は聞き及んではいましてけれども、今の土地ではなくて今度の土地についてビール工

場をつくりたいということも含めてお話は聞き及んでいるところでございます。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） まず、誤解されると困るので、初めに述べておきますけれども、この企業の誘致に反対しているのでは全くないということ。それとこの価格を決定するということは全く別問題だという前提に立ってこの質問をしているのだということは、理解していただきたいと思えます。私は、この企業が来ることによってニセコ町にとってプラスになる。大変いいことだと思っています。だけれども、だからといって条例を無視して恣意的なやり方をしてはいけません。そこが一番大事なところだと思う。そこを改めて言うておきたいと思えます。

その上で、問題はやはりこの価格なのですけれども、結局この価格を売却価格とする合理的な理由というのは、価格評定員会で決めたからということになると思うのです。それは、全く理由にならないと思うのです。何回も言いますが、これはそもそもが土地開発基金というところがあって、別なものがあって、一般会計に移すと、そのときに金額を4%で設定するのだと。それはそれです。でも、それを売る価格としていいのかどうかというのは別ですよ。なぜならば、公有財産規則にのっとってやれば、時価で決めるといろいろ書いてある。それに全くののっとっていないということになります。それから、精通者の意見を求めることに関しては、必要がなかったからそれをしなかった。今回不動産鑑定士で行ったからいいではないかみたいなことを言いましたけれども、これはそもそも議会が要望して不動産鑑定士の結果を求めたわけです。先に町のほうで数字が出た後で不動産鑑定士に求めたって、その公平さというのが疑われるかもしれません。物には順番がある。その順番を全く無視したやり方でやっているわけですから、これを根拠にというか、不動産鑑定士に頼みましたということを威張って言う必要は全くないと私は思います。

それから、税務課の課長はある意味では精通したトップであると、確かにそうかもしれません。だけれども、私は必要に応じて精通者の意見を求めるという、ここの部分というのは本来は第三者に対して求めるということだと思うのです。今回これを第三者委員会と言っていますけれども、第三者ではないですよ。ただ、条例にはのっとっている。条例にはのっとっているけれども、これを第三者と言うこと自体無理があるのではないかと、そこも私はちょっとおかしいと思う。

以上です。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 価格について恣意的であるというご指摘については、私どもはそうは思っておりません。今回は価格評定員会の中で決めさせていただいた金額ということでご提示申し上げているということでありまして、しかもそれが時価で決められているというご指摘でございましたが、同じく規則の中には時価によって評定すると、その時価とは何かということをお申しますと、売買実例等のみではなくて、売買実例も入りますが、当該物件の品位、それから立地条件、これらのもの、それから売買実例も含めて総合的に判断せよと書いてあるということございまして、先ほど副町長から申し上げた話の中では、確かに企画環境課につきましてはインセンティブを含めてこういうふうにしついでに差引いたらいいのではないかとということも含めて価格提示はさせていただきましたが、それは価格評定員会の中では否決された。一番妥当なのは4%であると。しか

もその4%の部分につきましても、土地開発基金の中では時価でということも含めて書いてある部分があったと思うのですが、土地開発基金についても単純に4%を準用するのがよろしくないということではなくて、基金上でもこの売買については最大で4%、それ以外の部分については町長が決めることはできるけれども、最大で4%と。私どもと申しますか、開いた価格評定委員会の中でも最大の4%を利用して、それを準用して今回は合理的な理由としてこれを決めるということであつたということでありますから、それに恣意的なものがあるということではないと考えております。

それから、第三者という部分については、当初我々も価格評定委員会の中で第三者は呼びませんでした。ですが、これはあくまでも呼ぶことができるという規定でございまして、価格評定委員会の中で十分これらを総合的に判断して、金額を出せるという考えのもとに実施したということでありまして、確かにその実施した内容でお知らせした結果、議会のほうから鑑定にかけよということでもございましたので、鑑定にかけましたが、鑑定をかけなければならないということではなくて、十分に第三者を呼ばずとも、鑑定と申しますか、総合的な判断のもとに価格を出したという考え方であります。

以上です。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 価格評定委員会で決めれば何でも成り立つのかということになってしまう。そこにはきちんとした合理的な根拠というのが必要ではないかということを変更して言いたいと思います。そこがなければ、価格評定委員会通ったから何でもいいのだということになってしまう。それから、今回の私がさっきから言っている一般会計に引き渡す場合の価格にすぎないと言ったのですけれども、この価格がなぜこの条例の当該物件の品位、立地条件及び売買実例等を総合したと、これに相当するのか。それに相当するかのようになっていましてけれども、なぜこれに相当するのかの理由というのがあるのですか。

○議長（高橋 守君） 副町長。

○副町長（林 知己君） お答えいたします。

まず、先ほど私答弁いたしました、不動産鑑定をしたからいいのではないかというふうに私は述べておりませんので、その点は誤解ないようにお願いいたします。最終的に結果として皆さんから精通者の意見も求めるべきではないかということで、出た結果をお話ただけでございますので、その点は間違いないようにお願いいたします。

最近のニセコ町の土地の動きを見てお申すと、皆様ご承知のとおり、川北中心に価格どんどん上がっております。それは、転売、転売でペーパーだけ動いてどんどん上がっている事例もございまして。周りの売買価格だけを算定していくと、それだけを算定するととんでもない額になってしまうのが事実でございます。有島地区では外資による高額な部分があることが今回も我々評定委員会の中で判明しております。そういったときにどこかで我々も根拠を求めなければならないという部分で、今回この公有財産、土地開発公社基金の運用規則の4%というものを根拠として利用させていただいているというか、それを根拠とさせていただいたということでもございます。なお、山

本課長からもありましたとおり、精通者の意見を求めることができるという部分につきましては、場合によってですので、今回こういう部分では大きな土地の部分について評定員会としてもその辺をしっかりと考えていかなければならないかなというふうに考えております。ただ、評定員会も、町内の小さい土地の部分もあれば、今回のような大きな土地もありますので、そこは員会の中でもしっかりと議論していきたいなというふうに思っております。

なお、評定員会を否定されてしまいますと我々の仕事が全て否定されてしまうこととなりますので、その辺は員会として各課長6名で組織した組織でございますので、その点はしっかりと今後もやっていきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいま三谷議員から価格評定員会の結論でいいのかというようなお話がありました。もしそこを否定されるのであれば、役場というのは何のためにあるのだということになると思います。私たちは、社会正義を実現したい。公平公正で安心する社会をつくりたい。そういう意思を持った人間が役場を構成して、真剣に住民の皆さんと向き合って仕事をしています。その真摯で集まった人間が町長という権力とは別に正当に審議をしていただいたのです。全ての売り買いたくさんあります。それに全部1件1件50万円かけて不動産鑑定をするのですかということ、住民の皆さんが不動産鑑定全部入れろと言うのだったら、入れられます。しかし、何件もある中でそういうお金をかけていくのが本当に真つ当ですかということではないかというふうに思います。私は、今後ともこの価格評定員会というのを大事にします。ただ、そこに例えば利害関係のない民間の皆さん何名か入るとか、あるいは議会議員さんが入る。それは全く否定しません。私は、内部情報もいっぱいあるし、そういう面では当然委員については個人情報保護条例の守秘義務をかけたとしても議論はできないと思います。生のいろんな数字出ますから、そこに議員さんが第三者として入るのであれば、いつでも改正をして、そういった制度を設けます。ただ、我々は役場としてそんな恣意的な判断をして何か融通をするなんていうことは、過去においてもこれまでも一切やっておりますので、我々の職務として誇りを持って働いている役場職員や、あるいは我々がやっていることを否定されるような発言というのはぜひとも今後やめていただきたい。私たちは真剣にやっている。そのことを申し添えたいと思います。

○議長（高橋 守君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

三谷議員。

○6番（三谷典久君） 議案第2号 財産の処分について、本議案に反対の立場で討論を行います。

初めにお断りをさせていただきますが、当初の議員協議会における説明資料での売却価格案と議案における処分予定価格に違いがあります。これは、当初の説明資料中の面積の数字に誤りがあることがわかり、議案ではそれが訂正されているためです。この討論の中では、その時点での説明事

実を伝えるため、そのままの数字を使うことにします。

さて、本来の売買価格はどうかを公有財産規則により引用します。第75条、公有財産を取得し、処分し、その他公有財産の管理上その価格の評定を必要とする場合は、公有財産価格評定員会議において当該物件の価格評定を行うものとする。第76条、前条の物件の価格は、時価によって評定しなければならない。2項、前項の価格を評定する場合は、当該物件の品位、立地条件及び売買実例等を総合して、公平かつ妥当な価格を算出しなければならない。また、必要に応じて精通者の意見を求めることができますとあります。この公有財産規則によれば、売買価格の決定は公有財産価格評定員会議において価格評定し、物件の価格は時価によること、また当該物件の品位、立地条件及び売買実例等を総合して、公平かつ妥当な価格を算出し、必要に応じて精通者の意見を求めることができるとなっています。2月22日の説明にある一般的な近傍の通常の平地でのトップ価格、平米415円と平均的価格を用いて算出した1番目の価格6,850万円と3番目の価格、2,970万円は時価を算定したものと思われます。しかし、そこから企業進出によるニセコ町へのメリット分を控除して2番目の価格を算出したことは、極めて恣意的に算出したものだと考えられます。ただ、先ほどの質疑において、これは価格評定員会で取り上げなかったということがわかりましたので、そのことに関してはここでは触れません。このように、今回の財産処分に当たり算定された処分価格2,079万5,040円は、公有財産規則にのっとり、恣意的に算出した価格の中から根拠なく選定された価格ということが疑われます。このような規則を無視したやり方は認められません。この2,079万円は、もともと土地開発基金の財産であり、それが一般会計に引き渡された経過があり、土地開発基金から一般会計に引き渡す場合の算出方法で算出した結果にすぎません。これを民間への売却価格とする根拠は、先ほどの質疑においても私は明らかなとは思えません。

さて、今回の議案の提案理由の説明では、前の所有者が会社の清算に当たり手放すことになり、当時は原野商法のころで不適切な買い手に渡ることでの乱開発の危険があり、平成12年1月、町が先行取得した。当該企業に売却する予定だが、本企業は1,300人の従業員数、総売上高133億円で、食品加工に関するビジネスを行っている。平成17年7月、曾我、平成28年12月に食品加工場と従業員宿舎を建設、地域産品を利用することで地域振興につながっている。野菜の食品加工をする自社の本社を元町に移転した。野菜茶、ビール、観光施設を建設予定で、本社の一部移転も検討している。農業観光、食品加工場建設の要望があり、販売戦略は全国150のオンライン会員がある。産業の振興の観点からビジネス振興をしてほしい。本町の雇用確保、産業振興につながるとの説明がありました。今回の字羊蹄の町有地16万5,070平米の売却を希望する民間企業は、これまでニセコ町に食品工場を建設し、従業員宿舎として戸建て7棟、さらにシェアハウス及びアパート2棟を完成させ、現在従業員40名が働いています。また、平成29年春には本社を移転させ、会長みずから移住し、さらに今後の投資計画はビール工場、野菜茶工場の建設、従業員宿舎の建設、さらに観光施設の建設の意向があると聞くところです。これまでの経緯から、ニセコ町をこよなく愛していただき、それゆえのこれらのニセコ町に対する投資、そして今後の投資はこれからのニセコ町の農業、観光、経済にとって大きな有益な影響をもたらすであろうことに疑いを持つものではありません。この企業進出に反対するものではないことを明確にしておきたいと思えます。

しかし、だからといってニセコ町の公有財産を売却するに当たり、条例を無視した根拠のない売却の足を踏むことは許されるものではないことを指摘しなければなりません。もしそのようなことをすれば、行政の公平性と透明性が著しく損なわれることは明白であります。ましてや、まちづくり基本条例の町と称するニセコ町がまちづくり基本条例第35条にある町はまちづくりの公平性及び透明性を確保するために法令を誠実に遵守しとある法令遵守の精神を投げ捨てることとなります。まちづくり基本条例の形骸化はここまで進んだかと大きな落胆を感じざるを得ません。さらに、今回の議案が補正予算として生まれ、しかも年度ぎりぎりの時期に提案されたところに大きな問題があることを指摘します。本来当初予算として計上されるべきものであり、そこでの十分な審議を尽くすことこそが総計予算主義からもあるべき姿と言えるのではないかと思います。

最後に、価格評定員会議を否定するような発言をしたように町長は受けとめられたかもしれませんが、私はそのようなことは言うておりません。価格評定員会議を否定するのではなく、価格評定員会議で決定するに当たっても、そこに合理的な根拠が必要だということを言っているだけであります。今回に関しては、その合理性が提示されていないと私は考えています。

以上で反対討論を終わります。

○議長（高橋 守君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

篠原議員。

○7番（篠原正男君） 財産処分に関する提案に賛成の立場で発言をいたします。

今回の町有地の売却に当たっては、議会の場に議案として提案があるまで議員協議会で3度の説明を受けました。その中で、町が算出した価格が安過ぎるのではないかとして売買価格の算定方法に関して議論がありました。また、職員が日々の業務で得た情報やこれまでの売買事案での算定方法に照らして行った算出根拠が不明確だという意見であります。そこで、議員の総意として、さらに価格算出の精度を上げるため、不動産鑑定士による鑑定を行うよう求めたところ、鑑定結果はこの提案の価格より低いものでありました。ニセコ町や倶知安町での民間同士の土地の売買は、投機的な思惑から高額な売買がなされている事例はあることは事実であります。それが本当に実勢価格と呼べるものなのかといういぶかしく思うところもあります。私も職員の経験則による算出という方法が常によいと思えないのでありますが、こうした鑑定評価を見ると経験則も遠からずという思いも感ずるところであります。今後も財産処分の機会は多数あることと思っております。売買を含めた全てに不動産鑑定士の活用を行うことは費用の面もあり、難しいこととは思いますが、特に今回のような大規模な土地の売買を行う場合などは売買価格も大きくなるため、不動産鑑定士による評価を行い、価格算定の精度を尽くすよう、まずは求めたいと思っております。

一方で、先ほど来議論となっておりますニセコ町公有財産規則にのっとりた売買価格の算出、それから売買等に係る事務、これらについては行政全般、法律主義の面においても法律や町の条例、規則といったその面に即して行わなければならない。常にそれが最優先されるものというふうを考えております。結果今回の売買事例に関しましては、私は公有財産規則に全てのりって事務処理をされているというふうに考えます。よって、先ほど申し上げた精度を尽くすことを求め、賛成意見といたします。

○議長（高橋 守君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） 議案第2号 財産の処分について反対の立場から討論をさせていただきます。

ことし2月から約1カ月余りにわたりまして、ニセコ町民の皆様十数名の方々から、株式会社ルピシアへの町有地16万5,000平米、約5万坪の売却についてご意見を伺ってまいりました。この町民の方々というのはこれまでもまちづくりに大変熱心にかかわってきた方々であり、中には3分の1ぐらいの方は町の職員だった方です。その方たちの意見も、ここでは発表させていただきますけれども、全部まとめております。そこで、そういう町民の方々の皆様にかわりまして、私の考えも入れて述べさせていただきます。

ルピシアのニセコ町での投資実績は、既に2005年、平成17年4月以来、2018年、平成30年、今年の11月までの13年間で17億7,500万円に達しております。今後の投資計画によると、今年度中にビール工場、ルピシアの森造成開始、野菜茶工場の建設、2020年には従業員宿舎、それ以降は観光施設、ルピシアの森と飲食施設、本社移転の予定や農場開拓など、合計で15億円の投資を予定しているとしております。ニセコ町にとってルピシアのような優良企業の参入は大変歓迎すべきものではありませんが、町内においてはルピシアの会社をご存じない方も少なからずおります。認知度は余り高いようには思いませんでした。その会社に5万坪という広大な町有地を1坪400円の価格で売却してよいかどうか、判断に納得のいかない様子がかうかえしました。その結果、町民の財産である町有地を現時点でルピシアさんに売却するのではなく、賃貸してはどうかという意見が数名の方々から出されました。また、この土地の価格なら購入したいという方々もたくさんいるように聞いております。ニセコ町として公正、公平性、透明性のために土地の売却に関しては公募する方法も考えられたのではないかと思います。

これは、ニセコまちの町民への説明不足が原因であり、情報共有が十分でない結果によるものと思われる。町の拙速な進め方が町民の皆様の理解を得られないまま進められているのではないかと思います。こうした状況の中で町の売却を推し進めることは、ニセコ町の未来のために必ずしもよい結果が期待できるとは限りません。町民の方の中には、北海道拓殖銀行の倒産の例もあるという意見がありました。1社に町有財産の投資をすることに対し、町民の不信感や不安感もあり、この会社が町民の皆様に浸透し、もう少し時間をかけて町民の皆様の信頼を確かなものとして進むのがよいのではないかと思います。そうして町民の皆様の納得を得られるのが一番大切ではないかと思います。ルピシアさんの方も今後この町を起点に企業を展開していく計画でありますので、もう少し猶予を持って、町民の信頼を確かなものにしながら進めるのがルピシアの未来にとってもよい結果を生むと思われる。よって、今回の売却には賛成できません。しかしながら、現時点において町民の皆様に説明した上で、町有地を賃貸することがよりよい選択になるのではないかと思います。町有地は町とルピシアの間で賃貸契約を結び、今後の実績を見た上で段階的に話し合い、判断してもよいのではないかと思います。よって、今回の町有地5万坪を売却することには賛成できません。しかしながら、ルピシアさんの今後の発展については町民として心から期待し、望むもので

あります。

以上、反対討論ですが、述べさせていただきました。

○議長（高橋 守君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

新井議員。

○8番（新井正治君） 財産処分に関する提案に賛成の立場で発言いたします。

ニセコ町には、大変ありがたいことにたくさんの企業から企業進出を行いたいという相談があると聞いております。残念なことにニセコ町にはすぐに企業に来ていただけるような土地の準備がない中、ニセコ町内で事業実績がある企業から条件不利地を活用してくれるという申し出は、町にとって大変有効で、地元農産物を使った加工工場ができたということは朗報と言うべきことでした。ニセコ町は、企業誘致のために工業団地を準備したり補助制度をつくるなど特別な条件を設けていません。その事業者がこのニセコの地で事業拡大を行いたいとして、決して条件がよいとは言えない、むしろ不利益地とも思える今回の町有地で事業展開をしたいという計画を立て、土地購入の申し入れがあったことは今後の観光と農業振興につながるものと期待をしております。提案事業計画は数年にわたるものと思われませんが、原料となる農産物を地元から調達するなど、今後もニセコ町の農業振興と町の発展に大きく力を与える事業として継続していただけるものと理解し、賛成意見といたします。

○議長（高橋 守君） これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号 財産処分についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○議長（高橋 守君） 日程第5、議案第3号 ニセコ町課設置条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第3号 ニセコ町課設置条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号

○議長(高橋 守君) 日程第6、議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号

○議長(高橋 守君) 日程第7、議案第5号 ニセコ町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第5号 ニセコ町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号

○議長(高橋 守君) 日程第8、議案第6号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第7号

○議長（高橋 守君） 日程第9、議案第7号 ニセコ町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第7号 ニセコ町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第8号

○議長（高橋 守君） 日程第10、議案第8号 ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第8号 ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第9号

○議長(高橋 守君) 日程第11、議案第9号 ニセコ町公共下水道条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第9号 ニセコ町公共下水道条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第10号

○議長(高橋 守君) 日程第12、議案第10号 ニセコ町普通河川管理条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第10号 ニセコ町普通河川管理条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第11号

○議長(高橋 守君) 日程第13、議案第11号 ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第11号 ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第12号

○議長(高橋 守君) 日程第14、議案第12号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題

とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

三谷議員。

○6番(三谷典久君) 37ページ、観光費の綺羅乃湯施設の改修工事ということで、コージェネの施設をつくるということでお伺いしているのですが、コージェネの場合はLPGを使うということで、現在のLPGの価格はいくらなのか、それから稼働時の想定価格は幾らなのか。

○議長(高橋 守君) 山本課長。

○企画環境課長(山本契太君) 稼働時については、今240円程度を予定しております。それから、現在価格については、いろんな規模によると思いますけれども、700円から900円ぐらいということでしょうか。

○議長(高橋 守君) 三谷議員。

○6番(三谷典久君) 現在の価格よりかなり安く、240円なら安いわけですよね。その根拠というのは何かあるのでしょうか。

○議長(高橋 守君) 山本課長。

○企画環境課長(山本契太君) コージェネを入れて実施するに当たって、この綺羅乃湯についても環境モデル都市アクションプランの中に位置づけて実施をしております。全体的な熱源の供給会社が供給すると、最終的にはです。そういうことも含めて今検討している中で、240円程度なら出せるというところが幾つかいただいているということでございます。

○議長(高橋 守君) 三谷議員。

○6番(三谷典久君) このアクションプランの中に、LPG輸入価格の推移や大手ガス事業者へのヒアリングによって2018年6月の時点でLPG価格が250円立米以下で仕入れられることを前提としているということで、この価格が非常に重要なわけです。そのために、安く買えるということの確実性というのがどこまで担保できているのか。何社かあるということはお聞きしましたけれども、これが前提となっているわけですから、これがうまくいかなかったら、コージェネをいっぱいつくっても全然ペイしないということになると思うのです。その部分が一番大事な部分ではないかと思うのですけれども、その辺は確実に担保できるような何らかの考えがあるのかどうかを最後にお伺いいたします。

○議長(高橋 守君) 山本課長。

○企画環境課長(山本契太君) 現状で何社かとお話をさせていただいて、ほぼ確実にということでは考えられておりますので、それをもってと言うしかないのですけれども、そういう状況です。

○議長(高橋 守君) 新井議員。

○8番(新井正治君) 今の三谷議員のご質問とかぶるところあるのですけれども、37ページの観光費、15節工事請負費の中で綺羅乃湯施設改修工事とあるのですが、ここで説明ではボイラー等が変更されるということで、その中にLED照明器具というふうに説明あったかと思うのですけれども、金額が私が聞いている中では1,984万7,000円とあります。こちらの補足資料のほうにはまたちょっと違う額、これ電気代のことなのですかね、書いてあるのですけれども、LED照明器具が大

分お値段高いかなというふうに思うのですけれども、補足資料のほうでは補助要件としてコージェネレーションが生産した電気で賄わなければならないというふうに書いてあるのですが、これは何か特殊なLED器具になるのでしょうか、そこをお伺いいたします。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） LED器具の件についてお答えいたします。

こちらについては、一般的なLEDの照明器具、規格にのっとったものということでございます。

○議長（高橋 守君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

三谷議員。

○6番（三谷典久君） 議案第12号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算について賛成討論を行います。

この平成30年度ニセコ町一般会計補正予算の中の歳入の16款財産収入、1目不動産売払収入、1節土地売払収入の2,725万2,000円は、議案第2号の財産の処分についてで可決された土地の売却による収入2,079万5,040円が含まれています。私は議案第2号の財産の処分についての審議において、この売却価格決定に係る手続が公有財産規則にのっとっていないことを理由としてこの議案に対して反対の意思を表明しました。したがって、本来であればこの平成30年度ニセコ町一般会計補正予算についても反対することが矛盾を生じないところであると考えます。しかし、30年度ニセコ町一般会計補正予算は2億395万1,000円もの補正を行うものであり、この中の歳入の土地売払収入の2,725万2,000円に反対ですが、その他の予算に関しては賛成であること、また議案第2号 財産の処分については議会としては可決されたことをもって、本平成30年度ニセコ町一般会計補正予算について賛成することとしたいと思います。

以上、賛成討論とします。

○議長（高橋 守君） 本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第12号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第13号

○議長(高橋 守君) 日程第15、議案第13号 平成30年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第13号 平成30年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第14号から日程第21 議案第19号

○議長(高橋 守君) この際、日程第16、議案第14号 平成31年度ニセコ町一般会計予算の件から日程第21、議案第19号 平成31年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算までの件6件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

木下予算特別委員長。

○予算特別委員会委員長(木下裕三君) それでは、予算特別委員会の審査結果を報告します。

本定例会において当予算特別委員会に付託されました議案第14号 平成31年度ニセコ町一般会計予算から議案第19号 平成31年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算までの6件については、3月12日及び13日の両日、町長を初め説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました。本委員会は

全議員で構成されていることから、審査の概要と結果については簡潔に報告いたします。

一般会計の質疑では、環境モデル都市アクションプランに基づく事業の推進に関することや地域公共交通に関すること、林業施策、インフラ整備等について多くの意見が出されました。

起立採決の結果、一般会計及び5特別会計の全てで全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で予算特別委員会の報告を終わります。

○議長（高橋 守君） 報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員長への報告に対する質疑については、議員全員によって構成された予算特別委員会において審査されたもので、省略します。また、討論についても同様につき、省略いたします。

これより議案第14号 平成31年度ニセコ町一般会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号 平成31年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第16号 平成31年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算の件を起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号 平成31年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号 平成31年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号 平成31年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第20号

○議長（高橋 守君） 日程第22、議案第20号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第22、議案第20号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算についてご説明いたします。

別冊でお配りしております議案、追加と書いた部分でございますが、こちらをごらんください。

2ページでございます。議案第20号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成30年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,010万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億7,734万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成31年3月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が3ページに、歳出を4ページに載せてございます。

5ページの第2表を飛ばしていただきまして、7ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入を載せてございます。

8ページの歳出をごらんください。一番下の歳出の合計、今回の補正額2,010万4,000円増額の財源内訳について、全て国、道支出金でございます。

予算説明の都合上、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。10ページの歳出、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金では、国の平成30年

度の補正予算により実施をされます畑作構造転換事業補助について予算内報があったことによる補正となります。本事業は町が間接補助事業者となるため、歳入歳出同額の補正です。なお、年度内にその支出が終わらない見込みであることから、繰り越し事業、繰越明許費とするもので、内報額2,010万4,000円でございます。こちらの詳細については、お配りをしております別冊の補正予算資料ナンバースリー、これの1ページをごらんください。1ページに一覧表で畑作構造転換事業補助の事業実施主体ごとの取り組み内容、助成金等について記載をしております。ごらんいただきたいというふうに思います。

5ページに戻っていただきまして、第2表の繰越明許費でございます。繰越明許の対象として事業を新たに追加するものでございます。6款農林水産業費の畑作構造転換事業補助2,010万4,000円については、今ほど歳出で説明させていただきましたが、国の補正予算によります国費補助の内報に応じた事業でありまして、平成30年度中に支出が終わらない見込みであることから、今回補正予算で計上した経費について次年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、歳入について説明をいたします。9ページをお開きください。歳入の9ページ、15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金の畑作構造転換事業補助金2,010万4,000円では、歳出で説明いたしました畑作構造転換事業補助で歳出と同額の計上でございます。

議案第20号に関する説明は以上でございます。なお、本予算の内訳、枠組みについては、先ほどのナンバースリーのほうでご確認をいただきたいというふうに思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第20号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議員派遣の件

○議長（高橋 守君） 日程第23、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

◎日程第24 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（高橋 守君） 日程第24、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長から、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することによって決しました。

◎日程第25 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（高橋 守君） 日程第25、閉会中の継続審査の申し出についての件を議題とします。

総務常任委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。総務常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することによって決しました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋 守君） 以上をもって今期定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて平成31年第2回ニセコ町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 橋 守 (自 署)

署 名 議 員 竹 内 正 貴 (自 署)

署 名 議 員 三 谷 典 久 (自 署)